

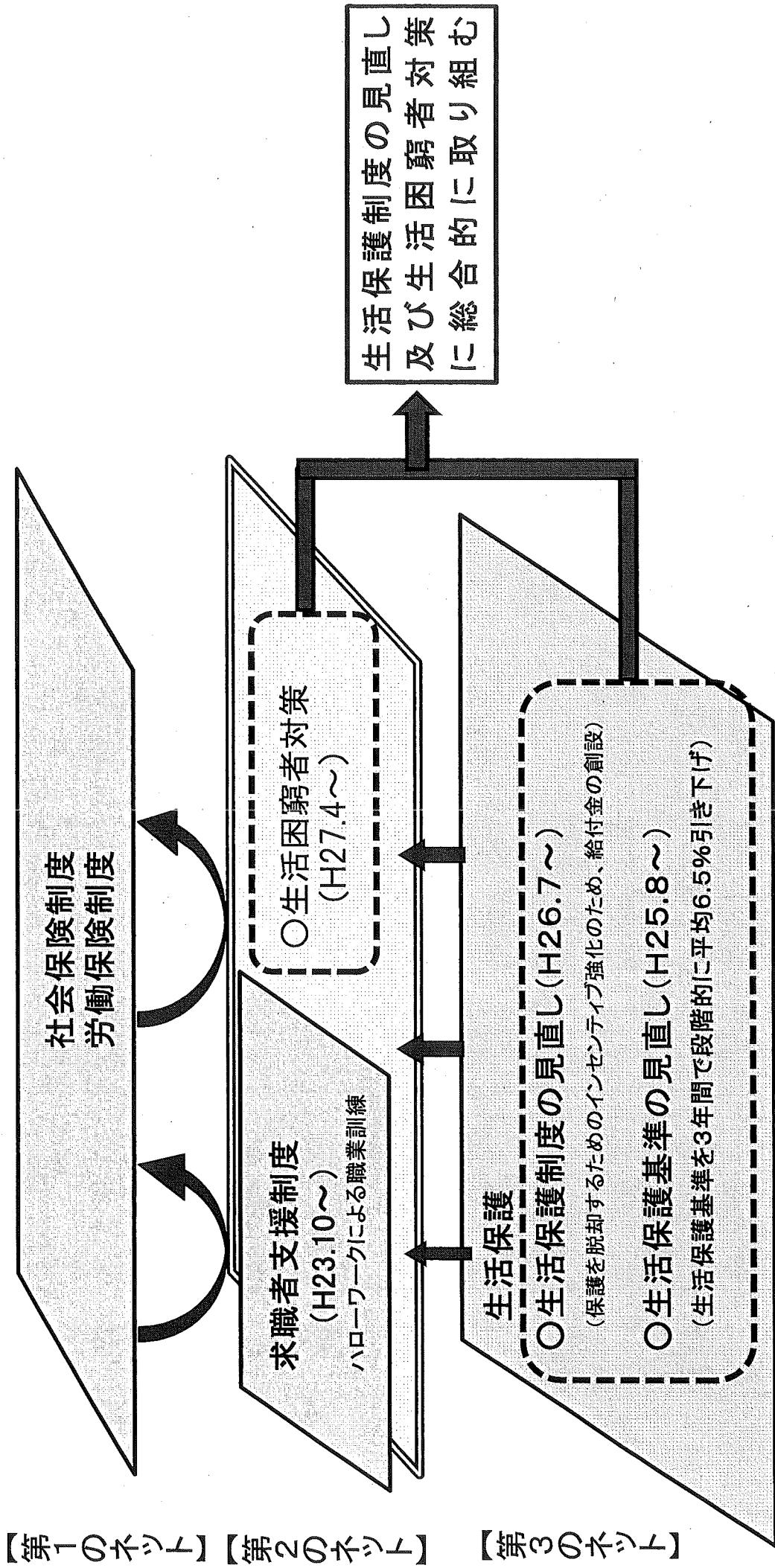
# 生活困窮者自立支援制度について

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局

福祉保健総務課

# 生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像

生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを行う。



# 生活困窮者自立支援法の概要について

## ポイント

生活保護に至る前の段階から各種支援を実施することにより、生活困窮状態からの早期自立を支援  
 ※平成27年4月1日施行

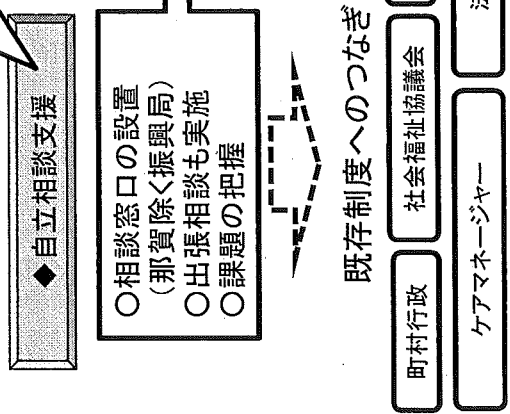
## 概要

### 事業の概要

○生活困窮者の相談に応じることで、個々の状況に応じた、就労支援や住宅支援等の実施により、困窮状態からの脱却を図る。

### スキーム

H27.12月末現在  
 県全体の新規相談  
 受付件数 819件



### 就労支援

- ◇就労準備支援事業(=自立支援プログラム)
  - ・すぐの就労が困難な者にボランティア活動の場を提供し、就労に必要な能力の向上を図る
- ◇就労訓練事業所(中間就労)の認定
  - ・就労訓練を行う事業所からの申請に基づき、国の定めた基準に該当することを認定する
- ◆就労支援員による支援
  - ・早期就労が見込まれる者に就労支援員がハローワークに同行し、求職活動を支援

◆必須事業 ◇任意事業

### 居住確保支援

- ◆再就職のため居住の確保が必要な者に有期(3か月)で家賃を給付

### 一時生活支援

- ◇自殺企図者に対し有期(3か月)で衣食住の提供及び相談支援等を実施

### 健康管理支援

- ◇自立の前提となる健康面に着目した支援を県保健所で実施 (県独自事業)

## 期待される効果

困窮状態からの脱却を支援するとともに、生活が逼迫している者は速やかに生活保護制度につなげる。 2

# 生活保護受給者・生活困窮者の就労支援（和歌山版）

## ポイント

◎ 自立支援プログラムの対象者の拡大、就労訓練事業の場の提供により、本人のステージに応じたきめ細かな支援策を実施する。

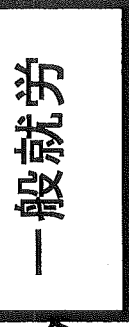
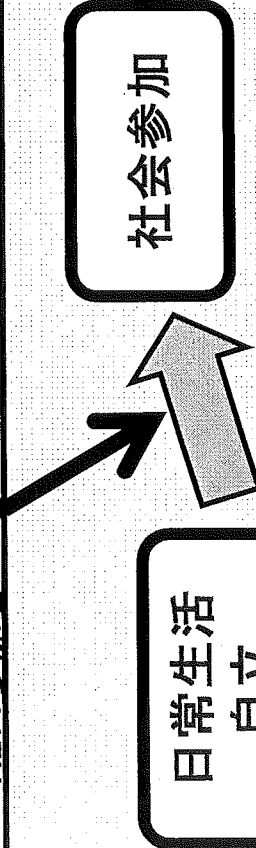
## 本人のステージに応じた支援

### ○ 就労準備支援事業

18法人32施設が協力

- ・対象者：生活保護受給者及び生活困窮者
- ・社会福祉法人の施設の場を提供し、ボランティア活動を実施
- ・活動内容：清掃、草刈り、食事の配膳、農園の手伝い
- ・H25：参加者43名 内10名就職
- ・H26：参加者28名 内4名就職
- ・H27：参加者25名

○ 生活保護実施機関の就労支援員がハローワークに同行し、求職活動を支援



日常生活  
自立

社会参加

就労訓練事業

一般就労

- ① 仕事する自信を取り戻してもらう
- ② 仲間や連帯意識が生まれる

○ **就労訓練事業（中間就労）の場の提供（H27～）**

- ・事業所の雇用者（賃金有り）又は社会体験の訓練の場を提供
- ・事業所の認定業務：県又は和歌山市
- ・認定事業数（H28.1現在） 9事業所

効果

就労に向けてステップアップする機会を提供することで、就労意欲の向上が図られる。

# 住宅確保給付金について

## ポイント

離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、自立相談支援機関による就労支援等を実施し、住宅及び就労確保に向けた支援を実施

## 概要

○対象者(以下のいずれにも該当する方が対象)

- ①離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある
- ②申請日において、65歳未満であって、かつ、離職等の日から2年以内である
- ③離職前に、主たる生計維持者であった(例外あり)

○支給要件

- ④収入要件: (単身)月収110,000円以内 (2人世帯)月収 153,000円以内
- ⑤資産要件: (単身)預貯金468,000円以下 (2人世帯)預貯金 690,000円以内
- ⑥就職活動要件: 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。月2回以上、職安で職業相談等を受けること等。
- ⑦その他: 職業訓練受講給付金の給付等を受けていないこと

○支給上限額(郡部の町村)

市町村	単身: 32,000円	2人世帯: 38,000円
和歌山市	単身: 34,000円	2人世帯: 41,000円

○支給期間: 原則3か月間(就職活動を誠実にを行っている場合等は最長9か月まで)

○H27実績(12月末): 10件

## 期待される効果

○生活基盤の安定を図ることで就職活動をサポートし、早期に就職に繋げる

# 一時生活支援事業について

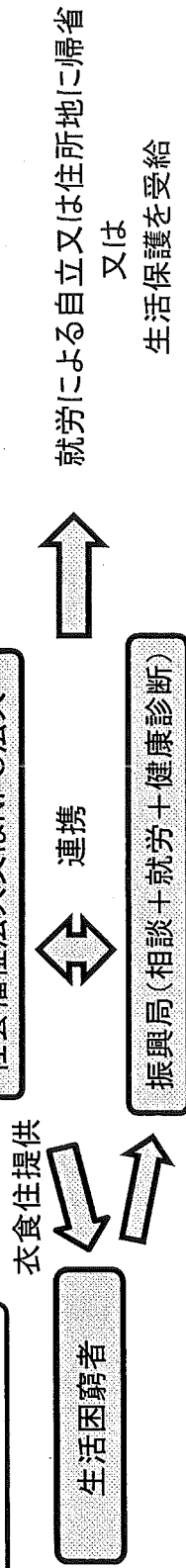
## ポイント

生活困窮者等に対して、衣食住の提供や健康診断の実施により、生活基盤の安定化を図り、自立を支援する。

## 概要

- 対象者 : 生活困窮者(主に自殺企図者を対象に実施)
- 委託先 : NPO法人(白浜レスキューネットワーク)に委託
- 支援内容
  - ①日常生活・健康面での支援
    - ・衣食住を提供、健康診断の実施により、自立を促進するための生活基盤の安定を図る。
  - ②自立に向けた相談支援
    - ・振興局の相談支援員に繋げることで、個々の課題に応じたサポートを実施。
  - ③就労に向けた支援
    - ・就労支援員による求職支援、又は当該法人が運営する弁当づくり事業に参加。
- 利用料 : 無料
- 利用期間 : 原則3か月以内
- H27実績 : 5名

## 事業スキーム



## 期待される効果

- 生活基盤の安定を図り、本人の状況に応じた支援を実施することで、早期の自立支援が可能となる。

# 生活困窮者健康管理支援事業の概要

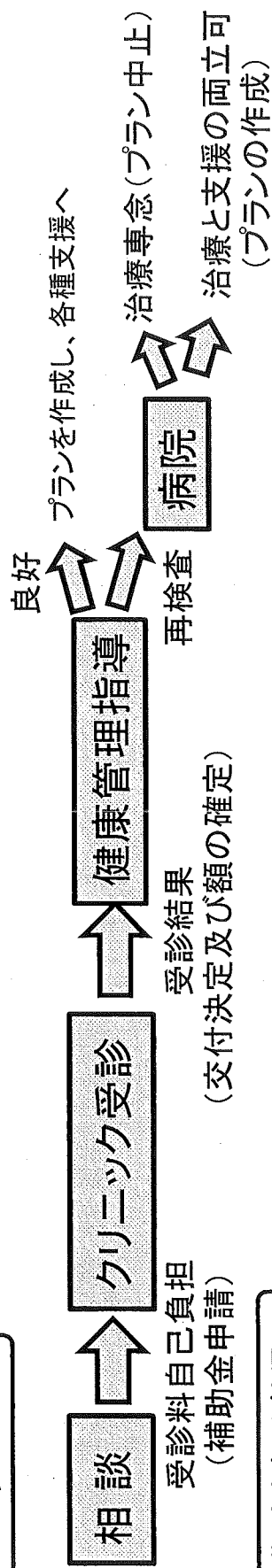
## ポイント

生活困窮者の就労による自立、社会的自立を助長する前提として、まずは健康面に着目した支援を行うことで、早期の自立に繋げる。

## 概要

- 対象者：自立相談支援により支援プランの作成を希望する者
- 実施場所：各振興局（那賀除く、串本支所含む）の保健所
- 支援プランの要請のあった生活困窮者に対し、
  - ①保健所が実施するクリニック（健康診断）を受診指導
  - ②診断結果を元に、保健所医師や保健師が医療機関への受診指導や健康管理指導を実施
    - ※良好な者は支援プランの作成を行う
  - ③医療機関の受診結果を聴取し、
    - 通院と就労の両立が可能と判断された者 → 健康状態に応じた支援プランを作成
    - 治療の専念を要する者 → 治癒又は良好となるまで支援プランの作成を中断

## スキーム



## 期待される効果

- 個々の生活困窮者の健康状態をチェックすることで、効率的・効果的な支援の実施が図れる。
- 健康管理指導により健康保持への動機付けを行うことで、早期の回復及び重症化を防止する。